

## 9月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君  |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 10 " | 滝沢 幸映 君  |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 7 "  | 玉川 清史 君  | 14 " | 中嶋 登 君   |
| 8 "  | 栗田 隆 君   |      |          |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 補 佐     | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 大橋 房夫 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
| 代 表 監 査 委 員     |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 請願について
- 第 2 議案第 33 号 令和 3 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 34 号 令和 3 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 35 号 令和 3 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 36 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 37 号 令和 3 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 38 号 令和 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 39 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 40 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 10 議案第 41 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 11 議案第 42 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 12 議案第 43 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 13 議案第 44 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 議案第 45 号 令和 4 年度坂城町温泉施設改修工事変更請負契約の締結について
- 追加第 2 議案第 46 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 3 発委第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 3 号 さらになる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 追加第 5 発議第 1 号 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について
- 追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会

議を開きます。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、建設課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**建設課長（関君）** 大変貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございません。今議会にお配りいたしました令和3年度決算資料のうち、主要施策の成果及び実績報告書の中で、110ページ、下水道事業特別会計の事業概要中、地方債残高の表につきまして、一部訂正をお願いしたいと存じます。令和2年度末残高を55億7,126万6千円に、また令和3年度末残高を54億9,874万8千円に、お手元にお配りいたしました正誤表のとおり訂正いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

---

◎日程第1「請願について」

**議長（小宮山君）** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、電子採決、全員賛成により）採択」

---

「請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」を求める請願書について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、電子採決、全員賛成により）採択」

---

「請願第3号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願書について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、電子採決、賛成少数により）不採択」

---

**議長（小宮山君）** 日程第2 「議案第33号」から日程第7「議案第38号」までの令和3年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月9日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（栗田君）** 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月12日、13日の2日間にわたり委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、会計室長、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 自衛官募集事務委託金の内容は。
- △ 町民に対する自衛官募集に関しては、広報に記事を掲載するための費用等である。
- 学校保健対策事業費補助金の内容は。また、前年より少なくなった理由は。
- △ 小中学校におけるコロナ感染対策に係る経費への補助金であり、補助率は対象経費の2分の1である。減額の理由は、前年度の補助金で購入した物の中に引き続き使用可能な物もあり、対象経費が減ったことによる。
- 同和地区住宅新築資金等貸付金の滞納について、回収は今後どうしていくのか。
- △ 通知や臨戸訪問などにより引き続きお願いをしていく。また、必要に応じて保証人や相続人とも連絡を取る中で納入を促していく。
- コミュニティ推進事業助成金の内容は。
- △ 自治総合センターが宝くじの売上げを財源として交付している助成金で、令和3年度は御所沢区の公民館備品整備事業に対し交付された。

<歳出>

（総務課）

- 顧問弁護士謝礼について、どんな相談をしているのか。また、相談をした案件のうち、訴訟に発展したものはあるのか。
- △ 各業務における法的な対応や解釈を要する内容について相談している。訴訟等に発展した案件はない。
- 令和3年度の職員採用試験の応募と採用の状況は。
- △ 令和3年度は令和4年度採用に係る試験を3回実施し、行政職に14名、保育士に8名の応募があった。そのうち行政職6名と保育士5名を採用した。
- 人づくり基金への積立金の内容と活用の予定は。
- △ 積立てについては、基金の利子分を積み立てたものである。人づくり基金については、これまで職員の海外研修等の費用に充ててきており、今後もそうした活用を考えている。
- 選挙ポスター掲示板の設置数の基準は。
- △ 設置箇所については、投票区ごとの選挙人名簿登録者数等によって選挙管理委員会において決定している。
- 長期債の推移と今後の方向性は。
- △ 令和2年度は、令和元年の東日本台風による災害復旧に係る借入れのため借入残高が増加したが、公債費比率は年々減少している。今後も借入額を償還額の範囲内とすることを基本に、財政の健全化に努めていく。

(会計室)

- 口座振替、コンビニ収納、窓口収納の割合は。
- △ 件数ベースで口座振替62.89%、コンビニ収納21.85%、窓口収納15.26%である。
- 窓口取扱手数料の単価、件数及び金額は。
- △ 単価は33円である。令和3年度は1万744件、35万4,552円であった。

(企画政策課)

- 移住体験ハウスの利用状況と1回の使用期間は。
- △ 令和3年度の申込みは7件、そのうちコロナ感染状況から1件のキャンセルがあった。使用期間は原則1週間以内である。ただし、インターンシップや就労体験などのスケジュールに特別な事情がある場合には、個別に対応している。
- ふるさと寄附について、目的別の件数と寄附金額は。
- △ 令和3年度は4区分に分けており、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」に4,997件、9,094万1千円。「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」に678件、1,276万円。「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援」に870件、1,594万7千円。「ふるさとさかきのまちづくりを応援(町におまかせ)」に

7, 828件、1億3, 870万6千円であった。

○ ふるさと寄附について、諸経費などを差し引いた町への収入額は。

△ 令和3年度は、寄附総額2億5, 835万4千円に対し、諸経費の1億2, 665万3, 244円と、町民の他自治体への寄附による町税の控除額1, 206万7, 755円を除いた収入額は1億1, 963万3, 001円である。

○ 寄附金の使用目的4区分を増やす考えはあるか。

△ 必要に応じて今後検討していくが、目的を細分化すると目的ごとの事業が絞られるため、寄附が集まり過ぎた場合など運用に課題があると考えている。

○ 町女性団体連絡会の構成団体数、所属人員の総数並びに活動内容は。

△ 女性団体連絡会の構成団体数は11団体である。所属人員の総数は約1, 300人である。主な活動内容は、女性の地位向上、男女共同参画の推進のための視察や「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」への参画、町政懇談会、会報の発行、日本女性会議、県レベルの会議への出席などである。

○ 部落解放同盟について、現在の会員数や活動内容は。また、補助金額の根拠は。

△ 令和3年度末の会員数は36名で、部落解放運動に取り組む町内唯一の団体として、部落差別の解消を推進する様々な啓発活動等を行っている。その活動状況を踏まえて補助金を交付している。

（商工農林課）

○ 移住定住・就職促進事業の成果は。

△ テクノハート坂城協同組合に委託し、町内企業の従業員の居住状況と人材確保に関するアンケート調査を実施した。依頼した町内197社のうち60社から回答を得た。調査結果を踏まえ、今後、企業従事者の町内への定住を促進するための施策の参考にしていく。

○ 農地利用状況調査の内容は。

△ 毎年8月に全ての農地を対象に農地パトロールを実施しており、新規発生 of 遊休農地については、所有者に対し今後の利用の意向についてアンケート調査をしている。

○ 非農地と判断した農地について、職権で地目変更登記ができるようになったが、その流れと昨年度の実績は。

△ 対象農地とその所有者の意向を確認し、法務局へ地目変更登記の申請を行うこととなる。令和3年度は坂城地区において148筆、約6.9ヘクタールの農地について、職権による地目変更登記を行った。

○ ワインぶどうの産地化補助金の内容は。

△ 令和3年度は2件の申請があり、苗木160本の購入に対して補助金を交付した。

○ 町の畜産業者の状況は。

- △ 当町の畜産事業者は1軒で、乳牛を63頭飼育している。
- 森林づくり県民税の使い道は。
- △ 里山景観整備委託や木育推進事業、里山景観整備事業補助金等のほか、松くい虫防除対策事業のうち枯損木（森林の中で枯れてしまった木のこ）をチップ化する事業等に活用している。
- 森林環境整備推進委託の内容は。
- △ 森林環境譲与税を活用し、令和3年度は整備の優先順位の高い森林の所有者に対し、今後の森林の管理について意向調査を実施した。整備の対象となる森林については、実施方針に基づき590ヘクタールの森林を抽出し、生産価値のある生産林と防災面の強化が必要な環境林の2種類に分類し、それぞれ優先順位をつけて整備を進めていく。また、森林所有者から町への管理を委ねる意向があった森林については、森林所有者、町、林業事業者の3者で協定を締結し、森林整備を進めていく。
- 松くい虫に対する空中散布はいつから開始され、その効果についてどのように考えているか。
- △ 昭和60年度から実施されており、伐倒駆除とともに総合的に対策を行っている。被害本数をほぼ横ばいにとどめていることから、一定の効果があるものと考えている。地域からも防除対策実施箇所において、効果が現れているとの意見が寄せられている。
- 五里ヶ峰横坑トンネルの使用状況は。
- △ 「お〜い原木会」を含め3団体が使用している。
- 商業店舗リフォーム事業補助金の実績は。また、空家の活用状況は。
- △ 令和3年度は7件に対して補助金を交付した。そのうち2件は空家のリフォームを行ったものである。
- 商業インキュベータ施設けやき横丁の活用は。
- △ 令和3年度中は、5区画のうち3区画をテナントが利用している。空き区画については、テナントがイベントを行う際に、短期間の使用を認めることで活用を図っている。
- 町道A09号線拡幅工事における道路線形についての考え方は。
- △ 工業団地内の道路に円滑に接続できるよう、できる限りカーブが緩やかになるよう設計を行ったものである。  
(建設課)
- 除草業務の状況は。
- △ 年8回程度、A01号線を中心にシルバー人材センター等に委託している。その他の管理地については、春から秋にかけて月1回程度職員が行っている。
- A06号線の道路拡幅工事の完成予定は。
- △ 平成29年度より着手し、県道から月見区方面に道路拡幅を行っており、国道バイパスに接続予定である。今後の交付金の決定状況にもよるが、残り3、4年程度を見込んでいる。

- 昭和橋の修繕内容は、特に、鉄筋がさびなどで劣化している部分に関しての施工方法は。
- △ 土木遺産にもなっている昭和橋については、劣化している部分を修復し、可能な限り長寿命化を進めていく予定である。なお、防錆剤（さびを防ぐ薬剤）の塗布や鉄筋の補強をしながら施工している。
- 町営住宅の入居状況、募集戸数及び募集停止戸数は。
- △ 全219戸のうち、入居戸数は117戸、募集戸数は25戸、募集停止戸数は77戸となっている。
- 団地造成地などの大規模盛土造成地調査について、今後の対応は。
- △ 調査した15か所については、専門家の意見では、直ちに対応が必要という地点はなかった。今後は該当箇所の経過観察をしていく。
- しなの鉄道からの管理駅の受託状況は。
- △ 令和3年度は、町がしなの鉄道より管理を受託し、坂城駅とテクノさかき駅の管理を行った。令和4年度からは、坂城駅のみ平日の管理を受託することになったが、現在のところ支障や苦情の報告はない。なお、令和4年度からトイレに加えて待合室の清掃なども町独自業務として行っている。
- 和平公園におけるバンガロー以外の利用の状況は把握しているか。また、冬期間の利用についてどのように考えているか。
- △ 個人でテントを持ち込む利用者に対しては、公園管理センターに届出をいただいている。冬期間は凍結の問題もあり、トイレや水道の利用はできない。今後、施設の利用や管理方法など、株式会社坂城町振興公社と協議の上、対応策を考えていきたい。
- 水防倉庫の箇所数と資材内容は。また、消防団に対する水防訓練の内容は。
- △ 町内3か所にあり、それぞれ水防資材としてくいや針金及びスコップやのこぎりなどを備蓄している。防災訓練の際に土のうの作り方や積み方などの訓練を実施している。

（議会事務局）

- 政務活動費の返還状況は。
- △ 議員2人から合計4万476円の返還があった。
- 議員年金の受給者数は。
- △ 令和4年8月末時点で退職年金11名、遺族年金9名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。



委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（滝沢君）** では、私からは社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項について、9月12日、13日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、子ども支援室長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査されました概要についてご報告を申し上げます。

(住民環境課)

- 防犯灯工事の内容と管理の内訳及びLED化率は。また、LED化への考え方は。
- △ 防犯灯新設、灯具故障による取替工事、水銀灯ランプの交換工事計19か所実施した。防犯灯は町管理722灯、区管理883灯の計1,605灯である。LED灯は173灯で、全体の10.8%である。LED化へは、既存の使用できる防犯灯は早急な取替えは行わず、必要なものから順次実施する。
- 特殊詐欺等被害防止対策機器設置費補助制度の実績は。また、町内における特殊詐欺被害の認知件数は。
- △ 28件の申請に対し、13万5,300円の補助を行った。特殊詐欺被害については、町内において令和3年度中2件が認知された。
- 戸籍住民基本台帳一般経費委託料の繰越しの理由は。
- △ 社会保障・税番号制度システム整備事業において、令和2年度に国が示した仕様書に基づき戸籍附票システム改修等を予定していたが、国の仕様書の提示が予定時期より遅延したことからシステム構築作業の着手が遅れ、令和3年度に繰越事業として実施したものである。

- 雑排水浄化槽汚泥処理事業委託費の内容と増加の要因は。また、雑排水浄化槽の設置件数は。
  - △ 雑排水汚泥の収集、運搬、脱水及び堆肥化に係る委託費である。委託費増加の要因としては、年度で捉えた場合に、収集のタイミングによって若干増える場合がある。設置件数は、令和4年3月末現在1,119件で、前年度と比べ38件減少した。
- 犬猫のマイクロチップ登録制度への周知は。
  - △ マイクロチップ登録制度への周知については、住民環境課の窓口、狂犬病予防注射集合注射でのチラシの配布のほか、町ホームページ及び「広報さかき」で周知を図っている。
- 町に届出のあった開発行為届のうち土地造成関係の内容は。
  - △ 南条産業団地、事業所における資材置場、企業の駐車場、太陽光発電設備、無人航空機の飛行場の造成などである。
- 河川水質調査について、水質の状況は。また水質基準不適合の井戸の内容と、水質調査結果の活用方法は。
  - △ 有害金属等は不検出、または定量下限値未滿が継続しているほか、大腸菌群数の数値が下がってきているなど、水質は改善されてきている。また、令和3年度の井戸水調査では、水道水質基準に適合しない井戸が1件という結果であった。河川水質調査の結果は、毎年、環境月間に合わせて「広報さかき」に掲載し、水質汚濁防止の啓発を行っている。
- 井戸水の災害時の利用は。
  - △ 現在町で行っている調査は、有機塩素系溶剤の有無等、井戸水の汚染の実態を検査しているものであり、災害時を想定した飲用の可否調査ではない。
- 消防団で男女別団員数は。また、消防ポンプ操法大会の考え方は。
  - △ 男性248名、女性17名の計265名である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、昨年度と今年度も大会は中止とした。今年度から消防操法要領が改定となり、消防団員の負担軽減や消防技術習得をより重視したものとなった。今後も団員の負担軽減等を考慮しつつ、消防ポンプ操法については引き続き実施をしていきたい。
- 町内でのヘリコプター着陸可能場所はどこで、何か所あるか。
  - △ 文化センターグラウンド、小中学校グラウンド等、町内12か所が指定されている。  
(福祉健康課)
- 民生委員の相談支援件数が令和2年度から増加しているが、増加の要因は。また、相談件数増加による民生委員の負担増に対する考えは。
  - △ 相談支援件数の増加の要因として、新型コロナの影響による収入減少など生活についての相談が増えたことが考えられる。民生委員の負担については、参加を依頼する会議や民生委員活動の内容について見直しなどを行い、負担軽減に努めていく。
- 結婚新生活支援補助金の内容と対象者、補助金額の内容は。

- △ 婚姻した世帯で新生活を町内で始めた方のうち、39歳未満の世帯所得が400万円未満の方で、住宅購入や賃貸、引っ越し費用が対象である。上限額は30万円である。
- 更埴地域シルバー人材センターの業務内容と町内登録者数は。また、インボイス制度への対応は。
- △ 公共施設では日直業務や選挙立会い、民間事業所では清掃作業や植木作業、一般家庭では草刈りや植木作業などの業務に従事している。坂城町の登録者は男性106名、女性43名の計149名である。インボイス制度については、導入の影響とその対策について、シルバー人材センター独自の検討委員会を立ち上げ、調査、研究、協議を行っている。
- ふれあいセンターの利用計画と上平区の利用計画はどのように調整しているか。また、介護予防施設管理等運営事業の委託業務の内容は。
- △ 平日昼間は主にふれあいセンターが、日曜、祝祭日は上平区が主に利用している。両者で利用に関する打合せは行っている。委託業務の内容は、温泉ポンプ、タンク等の保守点検、施設の消防設備、防火対象物、合併浄化槽等の点検、浴槽の水質検査、浴室の清掃等である。
- 介護・訓練等給付事業費の介護・訓練等給付費で、就労移行支援を利用し、就職につながった件数は。また、特定障害者特別給付事業の対象は。
- △ この事業で就職につながった件数は3件である。特定障害者特別給付事業対象者は、障がいのある20歳以上で非課税世帯、または生活保護受給世帯と障がいのある20歳未満が対象となる。
- 地域活動支援センター委託の内容と登録者及び利用者数は。
- △ 町内企業から請け負った段ボールの組立てや梱包、自主製品の製作、販売などのほか、仲間づくり、地域交流の場として運営している。登録者は14名であり、1日平均して5名から8名が利用している。
- はにしな寮の町内入居者の状況は。
- △ 令和元年、2年度は10名、3年度は8名で、それ以前は7から8名の横ばいである。
- 介護予防ケアマネジメント業務委託の業務内容と委託先は。
- △ 要支援1、2のケアプラン作成の委託料。町内、千曲市、上田市の計8事業所に委託している。
- 要支援1、2になると自動的にケアプランを作成するのか。家族からの相談に応じて作成するのか。
- △ 要支援1、2になり、サービスを利用したい場合は、ご家族やご本人の相談に応じてケアプランを作成する。
- 老人福祉センター管理等事業の委託先と内容、高齢者在宅生活支援事業の内容は。また、生きがい活動支援通所の委託先と内容は。

- △ 老人福祉センター管理等事業は老人福祉センター夢の湯の管理業務で、坂城町社会福祉協議会への委託である。高齢者在宅生活支援事業は、一時的に日常生活が困難な方への支援で、養護老人ホームへの短期入所等であり、令和3年度の利用者は2名で延べ53日の利用であった。生きがい活動支援通所は、介護保険を利用していない方の介護予防と生きがい活動の支援で、社協へ委託して、延べ利用人数は355名である。
- 地域生活支援事業と高齢者在宅生活支援事業のそれぞれに委託料として成年後見支援センター運営があるが両者の違いは。
- △ 成年後見支援センターは、坂城町社会福祉協議会に委託をしている。地域生活支援事業は障がい者、障がい児が対象であり、高齢者在宅生活支援事業は高齢者が対象である。これまでの実績から、委託料を地域生活支援事業が2割、高齢者在宅生活支援事業が8割としている。
- 上田市内科・小児科初期救急負担金について、救急センターの坂城町の利用人数は。
- △ 小児科は45名、内科は23名が利用した。
- 信州上田医療センター医師確保事業補助金について、医師数の状況は。また、令和3年度中に確保された人数は。
- △ 令和4年の3月末時点で78名である。うち8名が3年度中に新たに在籍となった。
- 信州上田医療センターへの補助金額が昨年度より80万円ほど増額になっているが、その理由は。
- △ 医師確保事業に加え、令和3年度から令和5年度までの予定で、救急部の新卒の看護師8名分の養成費用が増加となった。
- 乳幼児健診事業の子育てアプリについて、登録人数とアプリの導入による効果は。
- △ 9月12日時点で登録人数は299名である。子育てアプリ導入により、乳幼児健診の通知をアプリにより配信することで、保健センターからのお知らせ等をタイムリーに保護者に配信できるようになり、また、通知を郵送する事務が軽減できた。
- 不妊不育治療費で17名の方が受けられたが、最高額50万円を補助した人数と、妊娠につながった事例は。
- △ 50万円を補助した方は3名で、妊娠につながった方は4名である。  
(教育文化課)
- 保育園の正規職員とフルタイム職員、パートタイムの職員の人数は。
- △ 保育園の正規職員数は、3保育園合計で23名である。フルタイム職員数は、3保育園合計11名である。また、パートタイムの職員数は、保育園事務1名を含め、3保育園合計で69名である。
- 保育園の広域入所の内訳は。また、その理由は。
- △ 町から他市町村への委託は千曲市、上田市、長野市へ計5名である。他市町村から町への受

託は南条保育園に5名であり、長野市、須坂市、上田市からである。広域入所については、里帰り出産や保護者の就労状況によるものである。

- 坂城保育園の一時預かり数が増加となっている要因は。
- △ 里帰り出産による一時預かりが増えたことが大きいと考えている。
- 坂城保育園、南条保育園の園舎施設工事の内容は。
- △ 坂城保育園は、未満児保育室のエアコン取替工事と園舎北側排水路工事を行った。南条保育園は、給食室の食器洗浄機取替工事を行った。
- 各保育園の要支援児数と、それに対する加配保育士数は。また、対応状況は。
- △ 要支援児は3保育園合計43名で、加配保育士は3保育園合計21名である。要支援児に対しては必要な配置をし、行き届いた支援ができていると考える。
- 子育て支援センターの相談状況は。
- △ 3年度の電話相談・面接相談は、感染症の流行による不安などから年度後半に大きく増加した。相談内容は、子どもとの関わり方や子育ての仕方、子どもの特性や発達などが主なもので、家庭全体に関わる相談もある。
- 教育心理力カウンセラーの活動内容は。
- △ 教育心理カウンセラーは、子どもだけでなく保護者も含めた個別の案件に対応し、カウンセリングや家庭訪問、医療機関との連携も行っている。業務については、教育コーディネーターと相互に補完し、様々な事案に柔軟に対応している。
- 文教施設整備基金積立ての目的は。
- △ 令和4年度文化センター体育館耐震改修工事や、今後の文化センターの耐震改修、また学校施設長寿命化計画において、学校等の施設改修などに対応するためである。
- 事務局一般経費のハードウェア等使用料の内容は。
- △ 小中学校に設置している校務用パソコンのサーバー使用料、教職員用校務用パソコンのリース料、小中学校のパソコン教室に導入したタブレット使用料などである。
- 学校教育関係のICT関連の年間費用は。
- △ 全体で約4,500万円ほどである。
- 教員のICT技術の習得状況は。
- △ 信州大学の准教授を教育情報アドバイザーとして委嘱し、教育研究の中心講師として、年間を通じて研修会での講演や、端末を使った公開授業、通常授業に対する指導助言をいただいている。県内でも当町は進んでいる状況から、坂城小学校が新聞でも大きく取り上げられた。
- 当町の学力テストの結果は。また、長野県平均と比較は。
- △ 全国学力・学習状況調査による当町の小学生の結果では、国語については全国・県の平均を下回り、算数は全国・県の平均をやや下回っている状況であった。

- 小中学校の外国籍の児童生徒数は。
- △ 3小学校、中学校を合わせて21名である。国籍は、ブラジル、パキスタン、ペルー、中国である。
- 外国籍児童生徒自立支援員は1名で対応できているか。
- △ 町で雇用する支援員は1名であるが、県から各校に外国語支援員等の配置があるため、県の支援員のサポートとして配置している。
- 小中学校空調設備の設置状況は。
- △ 特別教室を主に、会議室や児童会室など、各学校から要望があった教室に設置した。児童生徒が使用する教室には全て整備を行った。
- 第65回及び第66回成人式の対象者数は。また、記念品の贈呈方法は。
- △ 成人式の対象者は、第65回が149名。66回は158名である。また、メッセージ集等の記念品は対象者全員に郵送により贈呈した。
- 当町の図書館から他市町村への貸出冊数が多いが、その理由は。
- △ 当町にしかない本があり、他市町村への貸出し数が多い。ほかの図書館への貸出冊数が多い図書館は、よい本がそろっていると考えている。
- 体育協会とスポーツ少年団の団体数と会員数の状況は。
- △ 体育協会は14団体で約500名。スポーツ少年団は9団体で約230名である。少子高齢化の影響もあり減少傾向である。
- 給食において坂城町産の野菜の納入状況は。
- △ 長野県産野菜は全体の約3割で、そのうち約6割が坂城町産野菜である。坂城町産の野菜の占める割合は増加傾向である。
- 小中学校でアレルギーのある児童生徒の数は。また、アレルゲンの種類は。
- △ 医師の所見がある児童生徒は小中学校全体で50名である。アレルゲンの種類は、卵、メロン、クルミ、キウイフルーツ、桃、ピーナッツ、ソバなどである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

**議長（小宮山君）** 一般会計決算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**10番（滝沢君）** では、私からは議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

令和3年度は、「輝く未来を奏でるまち」を町の将来像に掲げた坂城町第6次長期総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年であると同時に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応に追われた年でもありました。

町においては、流行を繰り返す新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大を予防するためのコロナワクチンの集団接種が、5月から文化センターの体育館で開始され、現在においても、4回目のワクチン接種は続いており、オミクロン株に対応したワクチン接種についても今後始まることが報道されているところであります。

また、町民や事業者に対して、コロナ禍による影響から様々な支援策や感染予防対策等が実施され、新型コロナウイルスによる影響の抑制に努められ、事務負担も大きく増加したものと思います。

さて、町の令和3年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は81億7,555万1千円、歳出総額は80億8,939万円となっております。

歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約5,300万円増額の25億9,023万円となっております。増額の要因としては、長期化するコロナ禍の中でありましたが、企業の業績の回復もあり、法人町民税が約4,700万円増収となったことでありますが、ものづくりのまちである坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感したところであります。

一方、町税の収入未済額については、全体で前年度と比較し約2,500万円減少しており、コロナ禍の中、絶え間ないご尽力をされているものと推察いたします。引き続き財源の確保や

負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、減少に努めていただくよう要望するところでございます。

地方交付税については、普通交付税において新たな算定項目が追加されたことや、国の補正予算による増額により、前年度に対しプラス34.0%、特別交付税を含めた交付税全体では、プラス31.2%、3億5,200万円の増額となりました。

地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されたものであり、引き続きその安定確保については、国・県等関係団体に対し強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金については、子育て世帯や住民税非課税世帯等を対象とした臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス感染症対策費用として交付金等が交付されました。

これらのコロナ関連交付金等については有効に活用され、様々な事業が迅速に展開されたことに敬意を表するところであります。

寄附金については、多くの方からふるさと寄附金等をいただいたことで、前年度と比較すると約8千万円の増加となっております。さらに魅力ある返礼品等の充実を図り、より多くの皆様に寄附をお寄せいただけるような取組を期待するところであります。

繰入金については、小中学校特別教室等の空調設備整備事業などに対する文教施設等整備基金の活用、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金に対する広域行政事業基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの財源充当が行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え、それぞれの目的に沿った基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債や坂城小学校太陽光発電設備、蓄電池設備設置事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債などを借り入れています。借入額は前年度と比較して約2億円の減額、年度末の起債残高も前年度に比べ約5千万円の減額となっております。

地方債の活用にあたっては、有益性等考慮する中で、将来負担を見据えた計画的な借入れをお願いしたいと思います。

次に歳出であります。3年度につきましても、長期化するコロナ禍に対応するため、ワクチン接種をはじめ、コロナに関連した事業が数多く実施されました。

初めに、ゼロ歳から高校3年生までの子育て世帯や住民税非課税世帯等を対象にした臨時特別給付金の支給が行われ、迅速な対応が図られたものと考えます。

また、地域の特性に応じた支援等の対策費用として国から交付された地方創生臨時交付金を活用しての事業については、「さかきのお店応援券事業」や、「ねずこん10周年スタンプラ



リー事業」など、コロナ禍の影響を受けた事業者や町民の皆様を支援することで、各ご家庭の生活支援や地域経済の活性化の一助となったことと思われまます。

新型コロナウイルス感染症ははまだ終息の見えない状況でございますが、引き続き、その時々に応じた支援や対策等と併せ、町民への適正な情報発信につきましても迅速に実施していただくことを要望いたします。

続きまして、新型コロナウイルス関連以外の事業といたしましては、ハード事業として、災害時の避難所の持続的な電力供給と、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策の実現を目的とした坂城小学校への太陽光発電設備、蓄電池設備の設置や、新工業団地造成に併せ整備するA09号線道路改良事業が完了したほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、継続事業である昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良、道路舗装の修繕事業など着実に実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備に努められました。

また、ソフト事業につきましては、高齢者の安心・安全の確保では、ひとり暮らしの高齢者等への見守り対策として、緊急時の通報システムあんしん電話の機器を更新することで、緊急時の対応の迅速化が図られ、社会構造の変化による核家族化が進む現状において、家族が安心して暮らすための福祉サービスの一つとして提供されております。

子育て支援では、前年度において、保育園を利用する3歳から5歳までの子どもの副食費について、第3子以降の子どもや住民税非課税世帯の子どもについては無料としていましたが、3年度は支援を拡充し、3歳児以上は全員無料とし、子育て世代の経済的負担に対しての配慮がなされていることと考えます。

その他、子育てアプリの情報提供や、不妊治療費・不育症治療費や、妊産婦健診費用の助成、保健指導の必要な産婦への産後ケア事業の実施など、子どもを産み育てるための環境整備を積極的に進められております。

一方で、町の行事やイベント等については、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ばら祭りに始まり町民まつり坂城どんどん、町民運動会など残念ながら中止となりました。

また、未来を担う子どもたちのグローバル感覚を養う貴重な機会であるアメリカ、タイへの研修や中国との国際交流もかないませんでした。

新型コロナの感染者数に一喜一憂することなく、町民の皆様と楽しめるイベント等を開催できる日が一日でも早く訪れることを切に願うところであります。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断指標については、全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありました。今後も起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取組をお願いするところであります。

最後に、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応し、第6次長期総合計画に掲げた

町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指して進めていかれることをご期待申し上げ、私は議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成といたします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**2番（大森君）** 私は、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

昨年9月3日、菅首相は政権投げ出しをしてしまいました。岸田政権は、後継の首相争いでは聞く力、聞く耳を持つ人、分配なくして新たな発展はない、新しい資本主義をと掲げて誕生しました。この1年はどうでしょう。国民の声や野党の意見を聞こうともしていません。後手後手に対応した新型コロナ対策、そして今問題になっている安倍元首相の国葬問題では、丁寧な説明をするというふうに言っていましたけれども、世論調査などで不十分だという意見が多くを占め、そのため渋々予算委員会の閉会中調査に出席し、野党の質問に答えましたが、その後の報道各社の世論調査では、説明は十分とは言えない、あるいは納得できないなどの意見が7割前後になっております。岸田政権も安倍元首相と同じように、いずれ国民は忘れてしまうと頭の上を通り過ぎるのを待っているのではないのでしょうか。

経済政策では、今では分配のぶの字も言いません。ロシア、ウクライナ問題と円安による輸入物資が高騰し、全ての商品が値上がりしています。物価変動を加味した日本の実質平均給与は、バブル崩壊以降増えていないどころか、むしろ下降傾向にあります。OECD37か国中、日本の平均賃金は各国平均よりもはるかに低く、G7の中でも最下位となっています。

また、コロナ禍でパートやアルバイトで働く皆さんは、解雇と低賃金での生活を強いられているのではないのでしょうか。さらに、社会保障費の負担も増え、国民の可処分所得も減少が進んでおります。岸田政権は今こそ、消費税を5%に戻し、アベノミクスで大もうけした大企業の内部留保に課税し、その分、誰もが生活できるように最低賃金を1,500円に引き上げること、中小企業で働く人の賃金引上げのために中小企業支援の政策が必要と考えます。

当町においては、第6次長期総合計画及び各種の計画がスタートした年でもありました。やはり、これが十分生かされるよう今後の施策をお願いするところであります。

それでは、主な点について、決算の内容について述べてまいります。

2021年、令和3年度一般会計の決算について。歳入総額は81億7,555万1千円、前年度比8億2,934万1千円の減で、マイナス9.2%となりました。歳出総額は80億8,939万円、前年度比8億4,753万3千円の減で、9.5%のマイナスとなりました。この点について、歳入歳出の減額については、新型コロナ感染症対策として特別定額給付金事業や、子育て世帯への特別給付金事業、地方創生臨時交付金などで、国の支出金が昨年度に比

べて大きな減額になったことが原因と思われます。

次に、歳入について。町内の経済状況の元気を示す自主財源についてです。町民税は前年度比1億835万2千円の増で、プラス10.2%となりました。内訳では、個人分が前年度比6,144万1千円増のプラス7.9%、8億4,209万4千円となりました。また法人分は、2020年度に国税である地方法人税の税率の引上げに伴い、町の法人町民税の税率が11.9%から3.7%減の8.2%に引き下げられたことにより、2021年度は4,691万1千円増の3億2,977万円で、前年度比プラス16.6%となりました。こういう状況の中、コロナ禍の厳しい状況下で、それぞれの企業の努力により業績の回復の兆しの現れと期待したいところであります。

町民税合計では、1億835万2千円増の11億7,186万4千円で、10.2%増となりました。固定資産税では、3年に一度の評価替えやコロナ特別減税などで前年度比マイナス5.1%で、6,711万9千円減の12億4,167万8千円となりました。その他の町民税は、軽自動車税が3.0%増、町たばこ税が9.2%増、入湯税が7.2%増となっております。町税の歳入総額は25億9,022万8千円で、前年度比5,281万6千円、2.1%増の決算となりました。

歳入全体での未済額が1億9,022万7千円となっております。引き続き現年課税分の滞納を出さないよう努力をお願いするところであります。また、不納欠損が2,885万4千円となっております。個々いろんな事情があるかと思いますが、極力不納欠損にならないよう早めの対応をお願いするところであります。

財政力指数は単年度で0.627で、前年度比マイナス0.022ポイント、3年平均では昨年度よりも0.022ポイントの減となりました。しかし、県内順位では77市町村中6番目、町村では軽井沢町、南相木村に次ぐ3番目となっております。

公債費比率は前年度より1.0ポイント減少しました。将来にわたり負担を負うものでありますので、引き続き財政規模に見合った運用が必要と思います。

次に、歳出について主な点について述べます。

教育、子育て支援関係について。保育園に通う町内在住の3歳以上の園児の副食費について無料にしました。そのため一般会計の保育園給食実費納入金を前年度比620万円減額したことは大いに評価するところであります。未満児の保育料についても、今後実施への検討を要望いたします。

小中学校の特別教室への空調設備の設置で全教室が完備し、勉学に集中できるようになりました。また、専科教員の配置がない理科専科教員について、引き続き町費で坂城、村上の2校に配置をして教育の充実を図っております。

食育・学校給食センターについてですが、子どもの発育・発達の重要な時期にありながら、

栄養素摂取の偏り、朝食の欠食児童生徒が増えてきていると言われております。食育教育の最も基本的なことから欠食児童の状況や日々の給食の残飯など、このような調査をぜひ実施することを求めてまいります。

GIGAスクール事業の推進では、前年度において、全児童生徒に1人1台の端末を整備しました。そして活用が始まっております。今後の利活用や使用時のルールづくりも今後必要であると思います。

子ども医療費の無料化について、子育て支援策として500円のレセプト代も町が負担し、完全無償化に踏み切るべきと考えます。

次に、福祉、医療、健康関係です。緊急通報システムあんしん電話が、最近の携帯電話の普及などにより固定電話を廃止する家庭が多くなっております。こうした中、固定電話方式から無線方式に更新し、利用しやすく改善しました。非常に評価するところであります。

病気の早期発見、早期治療を促すため、人間ドックや健康診断などの受診料の助成金の増額も望むものであります。

次に、安全・安心のまちづくりについて。町消防団第9分団のポンプ自動車が更新され、消防団の機動力アップにもつながりました。橋梁修繕事業では、引き続き昭和橋の床版下面補強工事が行われ、また、テクノさかき駅北側のしなの鉄道の上を通る谷川跨線橋工事を実施し、交通の安全対策を実施しました。

コロナ感染症の影響等により、経済的に困窮している女性に生理用品の配布を行いました。また、各小学校にも配置したことは非常に喜ばしいことであります。

町営住宅について。8団地のうち募集停止の団地が五つあります。全戸数219戸のうち102戸が使用されていません。防犯・防災とともに、団地内のコミュニティーにも大きな支障を来してきております。何らかの対策が必要だと思います。ぜひお願いしたいと思います。

環境、エネルギー、温暖化対策。当町を含む長野地域連携中枢都市圏9市町村では、各自自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を協働で創出、実施し、圏域全体で脱炭素化を推進するため、協働で2050ゼロカーボン宣言を発出しました。

次に、スマートタウン構想の新たな取組として、災害時に避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を整備し、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と停電時の電力供給のため、村上小学校に続き、坂城小学校に蓄電池設備の整備を実施しました。

次に、産業振興について。コロナ対策として中小企業の経営支援、保証料補給金の増額など中小企業振興に努めていただきました。コロナ感染症による経済対策として、町内店舗等で使うことができる「さかきのお店応援券事業」、町商工会とのコラボで消費回復応援事業などで町内商業支援と家計への支援で消費の促進を図りました。また、坂城テクノセンターの3Dプリンター購入などを支援し、センターの充実を図るとともに町内企業の新たな商品開発の支援

を行ったことは大いに評価するところであります。

商業店舗リフォーム助成制度、7件の改修工事に補助金を交付し、商店支援を行ってまいりました。また、住宅リフォーム補助金では26件の利用があり、経済効果は2,116万9千円で、新たな仕事興しの効果がありました。開始にあたっては、町内建設業者の利用を条件としており、地域内循環型経済対策として大変重要なことと思います。引き続き継続をお願いするところです。

次に、見直しを求める事業として、一つは人権同和事業です。部落解放同盟坂城町協議会に対し、補助金が前年度よりも半額の60万円が交付されました。前年度はコロナ禍の中、ほとんど活動ができなかったため、活動費が繰越しになったことによるものであります。自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめるべきであります。公平公正な施策の執行の上でも、人権を守る上でもやめるべきと考えます。また、同和地区新築等貸付事業について、調定額約2,600万円に対し、収入未済額が約2,560万円となっています。いろいろな事情があるかもしれませんが、借主が返済できないときは、保証人にその責任を果たしていただくことが必要と考えます。これは町が金融機関から借り、部落解放同盟坂城町協議会を通じて同和地区新築資金を貸し付けるという、町が金融業を行った大きな間違いを犯していたことが大きな原因であります。滞納額の減少に、より一層の努力をお願いするところであります。

二つ目には松枯れ対策です。松枯れ対策について、千曲市は28年度以降、空中散布については見合わせております。また、松本市でも新市長の判断で空中散布の中止を見合わせています。全県で実施しているのは、たった8自治体だけあります。また、長野地方事務所管内では坂城町のみとなっております。町でも空中散布中止をするよう求めるものであります。

最後に、財政調整基金の使用について。財政調整基金が決算年度末で新たに3,400万円が追加され、約24億9,293万円となりました。今後、公共施設整備等がありますけれども、町民の生活支援、学校給食費の無償化、町道の改修などにも基金の一部を活用していただきたいと思えます。

以上で、前進面を評価し、問題点を指摘して、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小宮山君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎日程第3「議案第34号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月9日の本会議におきまして、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 国民健康保険税の現年度分と滞納繰越分の収入未済額について、課税区分ごとの人数は。
- △ 一般被保険者の現年課税分は、医療給付費分108名、後期高齢者支援金分108名、介護納付金分58名である。滞納繰越分は、医療給付費分123名、後期高齢者支援金分118名、介護納付金分71名である。退職被保険者等の滞納繰越分は、医療給付費分9名、後期高齢者支援金分6名、介護納付金分8名である。
- 普通徴収と特別徴収の件数は。
- △ 普通徴収が1,321件、特別徴収は458件である。
- 国民健康保険税の減免者数と理由は。また、新型コロナウイルス感染症が原因となった人数は。
- △ 国民健康保険税の減免者は全体で27世帯あり、主な理由は非自発的な理由による失業である。このうち新型コロナウイルス感染症による減免者は3世帯である。
- 国民健康保険と収納における新型コロナウイルス感染症の影響は。
- △ 令和2年度については、全国的に新型コロナウイルス感染症により受診控えの傾向が見られたが、令和3年度は受診控えの傾向が緩和され、医療費も高くなっている状況である。収納についても、対面が難しい状況ではあったが、新型コロナウイルス感染症に合わせた対策を講じながら滞納整理を行う。

〈歳出〉

- 1人当たりの医療費の金額と県内順位は。
- △ 令和3年度速報値は40万7,624円で、高いほうから16番目である。
- 令和3年度の特設健診の受診率と県内順位は。また、受診率65%に対する状況は。

△ 令和3年度の暫定値は57.6%で、高いほうから15番目である。令和2年度より増加しているため、今年度も受診率増加のため継続して働きかけていく。

○ 一般被保険者高額療養費の件数と最高額、人工透析を受けている人数は。

△ 令和3年度の高額療養費該当件数は2,214件で、1億2,631万4,233円で、償還分最高額は94万371円である。人工透析を受けている方は、令和4年3月末時点、町内では47名、そのうち国保加入者は3名である。

○ 特定健診受診者数と特定保健指導の対象者数は。

△ 特定健診受診者数は1,240名、特定保健指導は積極的指導が32名、動機づけ指導が99名の合計131名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

**7番（玉川君）** 議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論を行います。

2021年、令和3年度の歳入決算額は14億2,207万5,626円、歳出決算額は14億2,059万4,455円、歳入歳出差引残額は148万1,171円となっています。加入状況を見ますと、年度平均で世帯数が1,893世帯、町全体の平均世帯数に対して30.7%、2,907人が加入しています。

年齢構成を見ますと、2022年3月末の時点で、65歳以上が全体の53.3%に当たる1,497人、そのうちの70歳以上は全体の32.1%、前年より72名減の902人となっております。加入者の高齢化により医療給付費等の増加に大きく影響を及ぼしていると報告されています。

2021年、令和3年度の国保税の一般被保険者、退職被保険者合わせての徴収率は、現年度分が98.1%、滞納繰越分が14.1%、滞納額は現年分と滞納繰越分を合わせて3,689万9,424円となっています。前年度と比べての収入の未済額は、現年度分が78万8,876円、滞納繰越分が366万9,634円、それぞれ減少しています。



国民健康保険の加入者は、自営業、パート、アルバイト、非正規職員、退職者、年金受給者などの収入が不安定、また低いような方が多く、2021年、令和3年度の現年度分と滞納繰越分の収入未済額を坂城町の国保加入者の課税所得別で見ると、100万円以下が約40.42%、200万円以下で見ると約68.07%、300万円以下では加入者全体の約81.07%となっています。さらに消費税による物価上昇、0.1%引き下げられた年金、感染の波を繰り返す新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化など、低収入、年金生活者にとって光明は見えず、苦しくなるばかりです。

2021年、令和3年に国保税の減免をされた27件のうち、24件が非自発的理由による失業、コロナの影響によるものが3件と報告されています。国保税の支払いが滞った場合に、短期保険証、医療機関の窓口で全額自己支払いで払う資格証の発行、そして未交付という対応があります。町では、2022年、令和3年度末で短期保険証が1か月のものが15件、3か月のものが1件の合計16件、資格証明が1件、窓口預かりが8件ということです。短期と資格については、町の努力で前年と比べると大きく減っていることは評価しますが、窓口預かりは増加しています。加入者の国保への理解を得ることは大変ではありますが、引き続き対応をよろしくお願ひしたいと思います。

保健センターの皆さんの努力で、特定健診の受診率は令和3年8月末時点の暫定数値で57.6%、2020年度が48.6%でありますので、9ポイント上昇。県内で高いほうから前年度が32位だったから、15位とかなり上がりました。特定保健指導については131件、これもかなり指導数が増えているということです。

国保の1人当たりの医療費については、2020年度確定値が37万6,473円、県内で多いほうから24番目でしたけれども、2021年度の速報値では40万7,624円、16番目となったということです。特定健診の受診率や医療費の上昇は、コロナによる受診控えから僅かながら回復してきたことが考えられるそうです。

町の努力によって収入未済額が大きく減ったこと、短期保険証発行の10件以上の減少については評価しますが、国保税の税額を下げ、国保の加入者負担を軽減するために、以下の点について要望をします。

全国知事会が国に対して2014年以降、国保税の国庫負担率を引き上げるよう再三要望しているように、町も国に対して引上げの要望をしてください。消費税の使い方をただし、大企業、金持ちのための減税の穴埋めから本来の福祉に使うことで財源は確保できます。町独自としては、一般会計からの法定外繰入れをしてください。

国保税の算定基準となる平等割と均等割ですが、これを廃止してください。坂城町について見ると、2021年、令和3年度は、前年度に比べて介護分の税額は据え置かれたものの、医療分と後期高齢者支援金分において、1世帯当たりの平等割と1人当たりの均等割の税額が



500円と400円、それぞれ引き上げられました。健康な生活を送るために、特定健診の受診率、これの65%を目指した取組を引き続きお願いします。

窓口負担を軽減して医療機関にかかりやすくするため、資格証明書をやめ短期保険証にしてください。資格証明についても、2020年2月にはコロナ感染症に限定した対策として、10割の窓口負担を3割または2割負担の保険証と同じ扱いにするという厚生労働省の通達が出ていますが、資格証明そのものが懲罰的であり、人権問題でもあると考えます。それを医療機関の窓口で提示することがためらわれてしまうからです。コロナ後の窓口負担については、国民皆保険を守るためにも、コロナ限定ではなく通常の制度にするよう国に要望をしてください。

以上、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論とします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**6番（大日向君）** 私は、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受け、健康な暮らしを支える重要な制度です。町の国保加入率は、年々減少する中、加入者の半数以上が65歳以上となっており、適切な医療の提供とともに、健康の維持増進に向けた保健事業を積極的に実施することにより、地域の住民福祉の向上に大きく貢献しています。

一方、加入者の高齢化に伴い増大する医療費に対応し、国保財政の安定化を図るため、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として保険者に加わったわけですが、国保税の課税、徴収、各種保健事業などは町が適切に進めていく必要があります。

こうした状況の中、歳入の柱である国保税収の確保に向けては、個別相談や納税相談、電話や臨戸による徴収等、年間を通じての滞納整理により、現年度分、滞納繰越分を合わせた徴収率は前年に比べ0.9ポイント向上しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、税収の確保に向けて大変なご苦勞をいただいているところであります。

歳出におきましては、保険給付費の支払額全体が前年度より4.5%増となる10億1,655万円で、コロナ禍の中、必要なときに必要な医療の提供がなされた結果と受け止めています。

一方、医療費の抑制と給付の適正化のため、生活習慣病の重症化予防に向けた特定健診と特定保健指導も積極的に実施されており、継続して健康づくりへの取組を推進していただいているところであります。

ほかにも、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や差額通知、加入者へのわかりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健

全な制度運営に向けた取組が図られているものと思っております。

国保財政の安定的な運営のため、引き続き国保税の適正な課税、徴収により被保険者の負担の公平を図るとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましてもさらなる取組をお願いいたしまして、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定します。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

**議長（小宮山君）** 会議の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

---

◎日程第4「議案第35号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（栗田君）** 去る9月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第35号「令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として、商工農林課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

○ 令和4年3月に売却したテクノさかき工業団地内の土地の売却単価は、また、単価の算定についての考え方は。

△ 売却単価は1平方メートル当たり2万7,200円である。単価については、工業団地造成時の分譲価格を基に、事務経費等を考慮して算定したものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第5「議案第36号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（栗田君）** 去る9月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第36号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

- 地形的な問題で水洗化できない件数は。
- △ 低宅地でポンプを設置しなければならない場所や河川占用の関係もあり、現在調査中であるが、約20件を見込んでいる。
- ポンプを設置した場合の費用負担は。
- △ 設置・維持管理については町で行い、ポンプ使用の電気料については使用者の負担となる。
- 令和3年度末時点の普及率と水洗化率、またそれぞれの算出方法は。
- △ 普及率は行政人口に対して供用開始となった区域の人口の割合で94.6%、水洗化率は供用開始区域人口のうち接続をいただいた人口の割合で77.7%となっている。
- 公共下水道工事の完了予定は。
- △ 面整備の拡大はおおむね終了となった。現在は、個別事由による低宅地用ポンプの設置を進めているが、令和7年の完了を目指している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第6「議案第37号 令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」  
議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第37号「令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 介護保険料の収入未済額について、滞納人数、件数、最高額、最も古い年度は。
- △ 現年度分の滞納者は31名175件、最高額は7万8千円である。滞納繰越分は44名1,236件で最高額は52万5,118円、最古のものは平成12年度である。
- 介護保険料の当初予算からの減額理由は。
- △ 当初予算計上時の所得段階の見込みに比べ、65歳以上の方の前年中の所得が少なかったため、所得段階が下がったことによる減額である。
- 普通徴収と特別徴収の人数は。
- △ 普通徴収は517名、特別徴収は4,987名である。

〈歳出〉

- 介護保険給付費、減額の要因は。
- △ 老人保健施設利用者数の減少が大きな要因と考えられる。
- 特例のサービス関連で、実績がなかった要因は。
- △ 特例給付とは、介護認定の申請前に必要なサービスを利用する場合に該当するが、令和3年度は利用がなかったためである。
- 一般介護事業費の委託事業の内容は。
- △ 地域住民グループ支援事業は社協に委託し、介護予防活動をする地域グループの育成や、支援及び新たなグループの立ち上げに係る業務である。健康づくり推進事業は、町シニア連合会に委託し、高齢者の生きがいと社会参加を促進することを目的にしている事業である。健康づくり運動教室事業は、地域住民グループや生きがい広場への講師や理学療法士を町から派遣する事業である。高齢者把握事業も社協に委託し、要介護認定前のひとり暮らし高齢者に対し、訪問を行っている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第7「議案第38号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（滝沢君）** 去る9月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入・歳出〉

○ 保険料の軽減負担の状況は。

△ 7割軽減が1,165名、5割軽減が525名、2割軽減が451名、被扶養者軽減が29名となっている。

○ 特定疾病療養受療証の発行数は。

△ 32名で、全て人工透析の方である。

○ 1人当たりの医療費と県内順位は。また、その要因は。

△ 令和3年度の1人当たりの医療費は93万6,953円、高いほうから6番目となっている。令和2年度の受診控えが緩和され、今までどおりに受診を再開した方が増えていることが要因と考える。

○ 後期高齢者の高額療養費の実績は。また、令和2年度との比較は。

△ 実績は2,379万1,146円である。令和2年度と比較すると増加している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（小宮山君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

---

◎日程第8「議案第39号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**2番（大森君）** お尋ねいたします。これは非常勤職員の育児休業についての条例改正ということだと思うんですが、非常勤職員は、基本的には会計年度任用職員ということで、1年ずつの更新だと思うんですが、これについてどのように運用するのか、それについてちょっと理解できないので、それについてはどういう運用をするのか説明願います。

**総務係長（瀬下君）** 質問にお答えいたします。非常勤職員につきましては、町の会計年度任用職員、それから任期付の短時間勤務職員、こういった町の職員を総称して非常勤職員としていくところがございます。

会計年度任用職員につきましては、基本的に1年度の任用となるところがございますけれども、例えば継続して勤務されるところが、契約上、引き続きされる場合に当たっては、継続的に勤務されるといったところで、会計年度任用職員につきましても該当するといったところがございます。

**2番（大森君）** そうしますと、会計年度任用職員に対しても継続する場合はこれが適用されるということなんですが、現在育児休業を取っていて、そのまま次年度の任用職員に採用されるという、そういう保証というものはあるんでしょうか。

**総務係長（瀬下君）** 再質問にお答えいたします。会計年度任用職員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、単年度ごとの契約となっております。引き続き次年度に採用するにあたりましては、毎年年度初めの段階で実績等、勤務評価等する上で、引き続き同じ職員を次年度に任用するしないというところは決めているところがございますので、それにあたりましては、保証はされないといったところがございます。

**2番（大森君）** 前年度に採用されて、そこでお子さんが生まれるというところで育児休業に入るわけですね。その時点で次年度に任用職員が継続して採用される場合は、育児休業中で採用されるということになるのではないかなと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

**総務係長（瀬下君）** すみません、ちょっと説明が悪くて申し訳ございません。先ほど申し上げました、保証はないですけれども、例えば次年度も引き続き任用するにあたりましては、対象になるといったところになります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第40号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**12番（西沢さん）** 1点お伺いいたします。歳出の17ページ、農林水産業費、農業振興費の中の一番下の段の農業人材力強化総合支援事業補助金返還金50万円ですが、これは歳入のほうにも計上されていますけれども、この経緯と内容についてお願いいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 17ページ、農業振興一般経費のうちの農業人材力強化総合支援事業



補助金返還金についてでございますけれども、この返還金につきましては、令和3年4月から営農を開始した新規就農者で令和3年9月から令和4年2月までの6か月間について、農業次世代人材投資資金75万円の交付を受けていた就農者がございましたけれども、令和3年11月から1年間の営農休止届が提出されまして、営農がされなかったということで、資金交付期間である令和3年11月から令和4年2月までの4か月分、50万円について返還となるものでございます。

**12番（西沢さん）** ただいまの説明で営農休止届という説明でございましたが、再開されることもあるんですか。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。こちらは休止届でございますので、当然再開という届がされることがございます。今回の件につきましては、令和4年4月に一応再開ということで一旦提出をされましたけれども、令和4年7月に、営農を今度中止ということで届出がされております。

**13番（塩野入君）** まず、3ページです。款10項1目1地方交付税、当初予算9億1千万円に対して、総額の43%に及ぶ6億9,400万円の普通交付税の今回補正が組まれましたが、これは県下町村では南相木村に次いで2番目の高い率だということではありますが、大幅に増えた補正額の内容ですね、それを聞きたいと思います。

それからまた、昨年はこの時期に4億5,500万円の補正であったんですけども、昨年に比べて2億4千万円近く増額したその原因も併せてお聞きいたします。

3ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2の児童福祉費補助金の019保育士等処遇改善臨時特例交付金、これは交付金の月9千円の値上げですか、そんなことも含めまして交付金の概要ですね。それと105万3千円の算出内容、それに特例期間ですね、お聞きいたします。

同じく020放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金、これも交付金の概要と18万5千円の算出内容、それから特例期間をお聞きいたします。

6ページ、款18繰入金、項2目1節1基金繰入金、001財政調整基金4億3,900万円余りが繰戻しされましたが、今現在の基金残高をお聞きします。

それから款21、項1町債、目9臨時財政対策債、これは交付税会計絡みになりますが、8,400万円近くの減額補正の内容をお聞きします。

続いて歳出、21ページ。款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁新設改良費の説明で、昭和橋等の橋梁修繕事業の進捗に合わせて予算の組替えという予算説明があったわけでありまして。工事請負費は600万円減額して、それを調査・設計委託料へ組み替えて、委託料に100万円増加して700万円となっております。組替えと、それから100万円増の具体的内容をお聞きします。以上です。

**財政係長（宮嶋君）** 初めに3ページ、款10地方交付税、普通交付税の補正額の内容及び昨年度に比べて補正額が増加した原因についてお答えいたします。補正の内容のご質問につきましては、普通交付税は国の統一的な項目、基準、計数等に基づいて算定された基準財政需要額と基準財政収入額との差額が交付されますが、基準財政需要額は新たな算定項目が加わったほか、算定式に用いられる単位費用や、補正係数等が確定したことから当初見込みより増額となりました。一方、基準財政需要額から差し引く基準財政収入額は、町民税の所得割分の減額等によりまして、当初見込みより減額となったことが増額補正となった主な内容でございます。

また、昨年度と比較して増加した原因につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことにより、臨時財政対策債の振替後の基準財政需要額が大幅に増額となったことが主な原因でございます。

続きまして、6ページ、款18繰入金、財政調整基金の基金残高についてお答えいたします。財政調整基金の残高につきましては、本補正分を加味いたしまして、25億3,017万2千円でございます。

次に、同じく6ページ、款21項1目9臨時財政対策債についてお答えいたします。臨時財政対策債につきましては、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が国において不足した際に、その不足分について地方自治体が繰り入れる地方債で、普通交付税の決定に併せ、発行可能額が国から示されるものとなっております。

今回の補正につきましては、国全体の市町村交付分の発行額は、前年度比マイナス63.1%、国から示された当町の発行可能額は前年度比71.5%マイナスの1億1,606万5千円であり、当初予算との差額8,393万5千円を減額補正するものでございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 補正予算書3ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金のうち、細節019の保育士等処遇改善臨時特例交付金についてのご質問にお答えしてまいります。

初めに、交付金の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所等における保育士等の処遇の改善を図ることを目的といたしまして、幼稚園、保育所等で実施した賃金改善等を行うための必要な費用に対しまして、国から交付される交付金となっております。

次に、105万3千円の歳出内容といたしましては、町内3保育園における処遇改善分といたしまして29万8千円、あと坂城幼稚園分といたしまして75万5千円となっております。特例期間につきましては、令和4年2月から9月となっております、今回、令和4年分につきまして交付決定されたことから、補正計上したものでございます。

続きまして、細節020放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金についてでございます。



交付金の概要といたしましては、先ほどの保育園、幼稚園と同様の内容となっております。令和4年2月に実施をいたしました児童館の支援員等の処遇改善に係る費用といたしまして交付されるものでございます。こちらは、町内三つの児童館の館長、支援員の賃金改善に係る費用でございまして、特例期間といたしましては、保育士等と同じく令和4年2月から9月までとなっております。今回の補正につきましては、令和4年分について交付決定されたことから計上したものでございます。

**建設課長（関君）** 歳出21ページの橋梁修繕100万円増の内容のご質問いただきました。橋梁修繕工事に係る積算業務、また工事監督業務に関しましては、今まで工事内容の高度、また複雑さから長野県建設技術センターに委託してきたものでございます。その委託料、建設技術センターからすると受託料になるんですが、今まで技術センター独自の積算基準によって算出してきたんですが、町が委託をして、その基準によってしてきたんですが、国からの指導がありまして、国庫補助事業については、国の積算技術業務歩掛及び工事監督支援業務に沿って算出することとされてきたものでございます。そういったことから、今年から技術センター独自のものから国基準に変更とすることによる組替えとなっております。

また、64号橋に関しましては、国道等の交差点部があるんですが、国道、それから堤防敷としての千曲川河川、また警察による交差点協議、複雑な協議が必要になってきております。それぞれの基準に適合した交差点にするためには、協議資料を作成するものが複雑になっておりますので、その設計書の作成、そういったものの委託分を増額とさせていただいたものでございます。

**13番（塩野入君）** まず、交付税の関係です。これは4月と6月に概算請求されて、11月、最後あるんですけども、この8月末で普通交付税はもうほぼ決定と、こういうことになるわけでありまして。そうした中で、先ほどもちょっとありましたけれども、基準財政需要額とそれから基準財政収入額から見て、今年度の普通交付税額をどう分析されているか、どのように見ているか、その辺をお聞きいたします。

それから、保育園総務費に29万8千円、それから教育費の事務局費に75万5千円振り分けられています。振り分けた使途内容ですね、どういうふうになっているか、その辺をお聞きをします。

それから、同じく放課後児童のほうも、これは一般非常勤職員の人件費で、児童館の運営費とそれから放課後児童健全育成費、3館長等の説明が今ありましたけれども、これも両方でどんなふうになっているか、その辺の中身ですね。算出の内容、それをお聞きします。

それから、基金繰入金ですけども、財政調整基金ですね。これは当初予算、1号補正の合計額が今回戻されているということでありまして、これがまた保健福祉等複合施設等整備基金に2,200万円、これを今回積み立てているということもできているわけでありまして、

これは財調基金に頼ることなく健全な財政運営が図られていると。そんなふうに見ていいかどうか、その辺の財政の見方の関係をお聞きいたします。

そしてですね、昭和橋とそれから64号線でしたっけ。これの関係で昭和橋のほうですけども、1連目と9連目の床版の補修と、それからアーチ部の4連、5連の断面補修ということで、今年度進めているというような形で、当初のときに私が聞いたら、そんな説明がありました。現在の程度ですね、どこまで進んでいるか。予定どおり順調に進んでいるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、これは国の社会資本整備総合交付金のつき具合でいろいろ進め方も変わってくるということで、今後、毎年アーチ部を2連ずつ補修を見込むと、今の昭和橋の工事が令和7年度に完成予定と、そういうふうに見ているというふうにご前お答えをいただいたわけですが、その間、毎年長い時間、昭和橋が通行止めになるわけで、特に村上側からの場合は不便が続くわけでございます。国に働きかけて、交付金の増額で早い完成ができないか。そうした今後の進捗状況についてのお考えといたしますか、これをどう捉えているか、その辺をお聞きいたします。

**財政係長（宮嶋君）** 再質問についてお答えいたします。まず初めに、今年度普通交付税をどのように分析したかというご質問につきましては、先ほどの補正の増加の要因と重複する部分もありますが、主な要因といたしまして3点ございます。

一つ目は令和4年度、国全体の市町村分の普通交付税交付決定額の総額が前年度比5.4%で交付されております。

二つ目は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく看護、介護、保育等職員の収入引上げについて、令和4年10月以降の地方負担分が新たに地方交付税措置されております。

三つ目に、臨時財政対策債の発行可能額が昨年度に比べ約2億9千万円と大幅に減少したことに伴い、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額が大幅に増額となり、その臨時財政対策債の減額分が普通交付税として交付されたことが主な要因でございます。

次に、財政調整基金についてのご質問につきましては、今回の補正予算（第3号）におきまして、普通交付税の決定による増額補正に伴い、当初予算及びこれまでの補正予算編成時ににおいて不足した財源として繰り入れていた財政調整基金について、本補正予算において繰戻しを行ったことに加え、保健福祉等複合施設整備基金へ積立てを行い、健全な財政運営が図られているところでございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 再質問にお答えいたします。初めに保育士等処遇改善臨時特例交付金のうち、保育園総務費に振り分けられました29万8千円についてでございますけれども、こちらにつきましては、令和4年2月に行ったフルタイム会計年度任用職員8名分の賃金改定に伴いまして、月給及び期末手当増額分としての令和4年度分でございます。

次に、教育費の事務局費に振り分けられました75万5千円につきましては、私立幼稚園の在園児数により、補助基準額に基づいて交付されるもので、町から補助金として坂城幼稚園に交付するものでございます。坂城幼稚園においては、これを原資といたしまして職員の処遇改善が行われることとなります。

次に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金のうち、児童館運営費に振り分けられました8万9千円の内容でございますけれども、こちらにつきましては、児童館の館長の月給につきまして、令和4年2月に増額を行った際の館長3人分の報酬及び期末手当分の令和4年度分でございます。

続いて、放課後児童健全育成費に振り分けられました9万6千円でございますけれども、こちらにつきましては、支援員の月給につきまして、同じく令和4年2月の増額を行った際の支援員3人分の報酬及び期末手当分の令和4年度分でございます。

**建設課長（関君）** 昭和橋の関係で3点ほどご質問いただきました。まず、現在の状況でございますが、今年度に関しましては、先ほどご質問もありましたように、現在国道側から4連目と5連目の下流側のアーチ部、主構部というんですが、その断面補修、これに9月から取りかかっているところでございます。

また、国道から1連目、それからゲルバーガーダー橋との接続部になる9連目、これにつきましては、河川の渇水期の工事となりますので、11月から3月、これを目途に工事を進める予定となっております。現在、工事着手できるように準備し、予定どおり順調に進んでいるところでございます。

また、2点目のご質問の交付金の増額要望をして工事進捗が図れないかというご質問でございました。千曲川河川事務所によりますと、基本的には千曲川の橋梁の工事に関しましては、渇水期が工事期間の許可期間というふうになっておりますので、工期は5か月間というふうになって限られてきます。その工期の中で、できる限り工事進捗が図れるよう鋭意要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、最後の3点目でございますが、今後の進捗状況をどのように捉えているかというご質問でございました。先ほど答弁しましたとおり、千曲川に架かる橋梁の修繕工事の実施期間は渇水期というように基本的には限定されてしまっているということなのですが、その中で農閑期、そういったものも重なりますので、そういったものも勘案しながら、できる限り進捗が図れるよう、実施可能な方法、また通行制限に関しましては、できる限り規制緩和できるようなそんな形の方策も考えていながら実施していければというふうに考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第11「議案第42号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第12「議案第43号 令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第13「議案第44号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（小宮山君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第45号 令和4年度坂城町温泉施設改修工事変更請負契約の締結について」から追加日程第5「発議第1号 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（小宮山君）** 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第45号、46号についてご説明申し上げます。まず、議案第45号「令和4年度坂城町温泉施設改修工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和4年6月議会定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた、開館から20周年を迎えた町温泉施設びんぐし湯さん館の改修工事の変更に係るものであります。

本工事は、老朽化している機械設備の更新と施設内の損耗箇所の修繕のほか、屋外展望デッキの新設、レストランの増設等を行うものであります。さらにレストランの床暖房工事、館内消火設備工事等を増工するものであります。

これに伴い、請負契約金額を変更前の1億8,040万円に715万円を増額し、1億

8, 755万円に変更するものであります。

次に、議案第46号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,596万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を78億2,401万円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る国庫支出金6,655万円、財政調整基金繰入金941万6千円をそれぞれ増額し、一方、歳出の主な内容につきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種に係る経費6,655万円、落雷により影響を受けた同報系防災行政無線設備の復旧に要する費用817万円、消火栓修繕に係る工事負担金85万円、町温泉施設改修工事の増工に伴う設計監理業務委託料39万6千円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 次に、趣旨説明を求めます。

**10番（滝沢君）** では、私からは、発委第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が収束にいたっていないなか、引き続き、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けている。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな自治体では十分な教育条件の整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

国の施策として、教職員の定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。そのためにも豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

国会及び政府は、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、令和5年度予算編成にあたり、下記の措置が講じられるよう強く要望する。

#### 記

1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

続きまして、発委第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書につい



て」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

法改正により、令和3年度からの5年計画で小学校では段階的に35人学級が実現されることになった。全学年での実施は40年ぶりであり、少人数学級推進に向けて前進したが、35人学級では不十分である。また、中学校は依然として40人学級である。

「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保や行き届いた学習支援、安心・安全な学校生活を送るうえでもさらなる少人数学級を推進する必要がある。

学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けている。加えて、新学習指導要領や多様な学びへの対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員の引き下げが必要である。

よって、国会及び政府は、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、令和5年度予算編成にあたり下記の措置を講じられるよう強く要請する。

#### 記

1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 続いて、趣旨説明を求めます。

**2番（大森君）** 私からは、発議第1号「故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書」について趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は7月22日、参議院議員選挙での街頭演説中に銃撃され死亡した故安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定した。

そもそも、「国葬」は、1926年、明治憲法下において、天皇の勅令として「国葬令」が公布されたことにより行われたものである。しかし戦後、現憲法が施行された1947年12月31日をもって「国葬令」は失効しており、現在、国葬に関する法律はない。

岸田首相は、故安倍元首相の葬儀を「国葬」とする理由として、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしているが、国会における審議を経ないで「国葬」の費用を国費で賄うことは、財政民主主義を定めた憲法に反することになる。

故安倍元首相については、森友学園や加計学園、桜を見る会などの疑惑、公文書の改ざん・隠ぺいなど、行政の私物化、国会軽視、官僚統制の在り方などに厳しい批判が向けられている。このように故安倍元首相の政治的な業績に対する評価は定まっておらず、旧統一教会との癒着も解明されていない。

故安倍元首相への評価は、主権者である国民一人一人が自らの意思で判断すべきことであり、「国葬」を行うことは、政府による「評価」を広く一般国民に強いることにもなりかねない。

NHKをはじめ報道各社の世論調査では、「国葬反対」の声が賛成を大きく上回っており、「国葬」の期日が近づくとつれ、日に日に反対の声が高まっている。

以上の理由により、故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を強く求める。

#### 記

#### 1 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時37分～再開 午後 2時47分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第45号 令和4年度坂城町温泉施設改修工事変更請負工事締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第46号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第3「発委第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第4「発委第3号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第5「発議第1号 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

**9番（朝倉君）** 故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書についての反対討論を行いたいと思います。

本年7月8日、安倍元総理は奈良県において、選挙の応援の最中、暴漢の発砲により貴い命を奪われました。謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

このご逝去に対し、政府は混迷する世界の政治・経済状況に対し、G7やG20をはじめ、世界の政治経済の安定と平和を求めて憲政史上最長の8年8か月にわたって総理大臣という重責を担いながら、各国のトップと膝を突き合わせた外交にリーダーシップを発揮され、大きな成果を上げられました。

この暗殺事件は、海外の多くのトップや国民からも哀悼の言葉や、今までなし得た業績に対して、多くの称賛の言葉や弔意が寄せられております。また、このような不条理な攻撃を許せない連帯の声も海外から多く寄せられております。

このように、国際的な弔意や今まで安倍総理がなされた業績を踏まえ、岸田総理は国葬にふさわしいとの判断から国葬を決断され、実施の運びとなりましたが、開催の賛否が二分している状況であります。

そこで、私は決議案提出に反対の立場から、国際政治学者、信毎に掲載された記事を読ませていただきますが、三浦瑠麗氏の見解と法政大学白鳥浩教授のご見解をここで紹介し、反対討論としたいと思います。

「政府から国葬が提案された以上、「開催で良い」というのが正直な気持ちだ。憲政史上最長の8年8か月にわたって重責を担ったことや、暗殺され、国際的な弔意が寄せられているという事実をかんがみても、国葬に十分値する。岸田政権の説明は理にかなっている。

弔問外交の意義も大きい。新型コロナウイルスや対ロシア制裁による各国の窮状といった国際課題がある中、要人らが集まり、「不条理な攻撃を許さない」という連帯を示す場所になるはずだ。

若年層の多数が国葬に賛成しており、高齢者の反対が多い。高齢者は安倍晋三元首相の特別扱いを嫌がっていると感じる。五輪や国際会議と比べても使われる税金は少ないため、「お金がかかる」ということは表面的な指摘だ。

安倍氏は米国のオバマ元大統領と真珠湾を訪問して歴史的な和解を導き、アジアなど各地域との友好関係を構築した。功績は大きく、7月の家族葬の際、人々の様子を見ても安倍氏への期待感が高かったと感じる。



一方で、世論調査では開催の賛否は二分している。銃撃事件発生当初は、国葬への賛成意見も多かったが、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と自民党との関係が取りざたされるにつれ賛否は分かれ、政治問題化した。だが消費者問題として被害者救済の方向性が見えてくれば、世論も落ち着きを取り戻すだろう。

民主国家で、反対意見が目立つものを政府が推し進めていることに批判が上がるのには無理もない。だが「説明責任を」との意見は反対感情の言い換えだ。国葬は死に正面から向き合う場であるべきで、当日は心からの追悼の意をささげたい。」

三浦瑠麗氏の見解でございます。

それから、法政大学教授の白鳥教授の見解をご紹介します。

野田元首相が安倍総理の国葬に参列されるという。これには元首相としての政治家の品位、品格を感じた。人の死を政争の具にするということは本来誠に残念なことである。法的手続の問題はあるにせよ、そうした問題よりも、暴力によって一国の首相経験者が亡くなった事件は歴然とした事実であります。野田氏には、政権を安倍氏によって奪われたという思いもあったはずだ。野党であれば、それほど安倍氏を悼む機会もなかったかもしれない。最後に首相経験者として花を手向け、総理経験者同士の心の会話があるのではないだろうか。死を悼むことと、法的、制度的な問題は別に検討する必要がある。野田氏の決断は、日本の政治の幅の広さ、政治人の品格を示した。

以上、2名の識者の見解を披瀝いたしまして、国葬中止決議の提出に対し、私は反対の立場から討論を行いました。よろしくご検討の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**7番（玉川君）** 発議第1号「故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」賛成の立場から討論を行います。

安倍元首相襲撃事件の原因が明らかになるにしたがって、国葬反対の意見が多数を占めてきています。政府は当日は休日にはしない。国民に弔意を強制しないと、異例の国葬の説明をして実施に向けての理解を求めています。だったら、自民党や有志の皆さんが静かに送ってあげればよいのではないのでしょうか。亡くなった後も日本中をかき回していることは、故人も望んではないことと思います。

この国葬が決定された過程には問題があります。16億円とも言われる税金を使っての国葬は受け入れ難いことです。全額税金で行う国葬という行事が法律で規定されていない現状で、国会の審議をせずに閣議決定で決めてしまったこと、決定してから2か月して衆議院の運営委員会の閉会中審査で、決定理由について最初と同じ説明をただけです。

閣議決定の法的根拠は、内閣府設置法第4条3項33号の国の儀式に国葬があたるとしていますが、この内閣府設置法は、内閣府の所掌事務についての法律、組織法と言います。

そういった法律であり、国葬を内閣府が実施できる要件についての法律、これは作用法といっているようですが、そういった法律はありません。

なぜないか。あらゆる具体的な事案を明記することが難しいことが理由だそうです。法律にないことで対応ができなくなってしまう場合が出てこないように、法律、作用法の根拠が必要な政治活動について様々な学説がありますが、有力な説として、その行為が国民の権利、利益を害する侵害行政かどうかというよりも、その行為が国民の権利、利益にとって重要な意味を持つ場合には、侵害行政でなくても法律、作用法の根拠が必要という説があります。

つまり、所掌事務の規定、組織法だけで、具体的な活動として国葬ができることを行政機関、内閣が決定してしまった、今回のようなことを許せば、法律を無視して何でもできてしまうということになり、法治主義が根底から破壊されてしまいます。

二つ目の問題として、国葬で送る故人の業績については、岸田首相の丁寧な説明でも私には理解できません。8年を超える歴代最長の長期政権、これも統一教会の支援が大きく影響していたことが明らかになってきています。また、外交の実績といっても、お土産として支援、援助金をばらまいただけであり、アメリカの要求を受け、自衛隊がアメリカ軍と一緒に世界で戦争ができるよう集団的自衛権を整備するなど、アメリカの言いなりです。東京オリンピックの招致では、東日本の震災復興について、アンダーコントロールとうそを表明し、経済では、アベノミクスの失敗で格差社会をより深刻にしてみました。どこに評価すべき点があるのでしょうか。

ある疑惑でのうそ発言は118回、別の疑惑では139回と衆議院の調査室が明らかにするなど、疑惑だらけでその解決も済んでいない状態での国葬。公文書の改ざんを強いられた自死された方のご家族がどんな気持ちで国葬を見るのか、心が痛みます。

では、法律で国葬法のようなものがあり、故人が全国民から尊敬の対象になる、そういった人物ならばいいのでしょうか。国葬は一個人の価値をその功績などを基にして判断し、個人を特別扱いするもので、憲法14条の法の下での平等の考えに反し、また弔意を全国民に求めるとなると、憲法19条の思想及び良心の自由、これを侵害することにもなります。

国費を使つての国葬という行事自体に問題があることを多くの研究者や各県の弁護士会なども指摘しており、私も同じ考えであることを表明して、発議第1号「故安倍晋三元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」賛成として討論をしました。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

**8番（栗田君）** 国葬の中止を強く求めるという意見書に対する反対の討論を行いたいと思います。

ずっといろいろな方のご意見を今まで聞いてきましたけれども、混乱の原因はどこにあるかというのをよくよく考えてみますと、要するに国葬という言葉をめぐる、皆さんがああでも

ない、こうでもないという議論をしているかのように見受けられます。

例えば、意見書の中の言葉に「国会における審議を経ないで「国葬」の費用を国費で賄うことは、財政民主主義に定めた憲法に反する」、こういうふうに書いてありますが、これは全く論理が逆になっております。国葬の費用を国費で賄う、逆でしょう。葬儀を行う、葬儀の費用を国費で賄うから、だから国葬だというのが当然の論理で、これはもう誰でもわかることだと思いますね。

全く反対のことが書いてあるわけですがけれども、もしこの定義に従って、戦後の葬儀を見ていくと、吉田茂、それから佐藤栄作、中曽根さん、それから様々な方、皆さんは、国費からお金がちゃんと支出されています。私の頭の中で残っているのは、中曽根さんのは9千万円くらいですけどもね。ただ、国葬という言葉に対して、ただただ皆さんがそこをめぐっているということ、もう少し基の基から考えていきたいというふうに思います。

国葬のルーツになっているのはですね、明治最初の明治の元勳、大久保利通が不平士族によって暗殺をされるという事件が起きました。その前年には、西郷隆盛による西南戦争が起こって、非常に脆弱な明治政府という状態でしたので、そこで伊藤博文が多額の国費を使って大久保利通を送ったということで、そこから様々な元勳あるいは皇族に対して国葬という言葉が使われるようになってですね、岩倉具視が一番最初ですけども、そこからずっと国葬をその都度その都度、その方が死ぬ都度考えてやってきたわけですね。

いよいよ大正に入って、大正天皇がもう病状が悪化してもう崩御が近いとなったときに、正式な形できちんと決めようということで、国葬令という勅令が大正15年によくつくられて、それ以来、国葬令が戦後の昭和22年、1947年ですね、まで国葬令にのっとって、山本五十六とか西園寺公望とか、そういう方々の国葬が行われたわけです。

そして、憲法が新しく施行されて、憲法に天皇の国事行為が書かれ、天皇の勅令というものは一切廃止と。それで憲法第7条第10号に国事行為として天皇の大喪の礼を行う、それを国事行為とすると。

意見書にも書かれていますように、それ以外には国葬というものの定義はどこにも存在しません。ということは、国葬を行うというのは天皇陛下に限られる。少なくとも、皇后陛下とかいろいろあるとは思いますがけれども、基本的には憲法第7条によって、国葬というのはもはや天皇陛下のみ、天皇陛下が崩御なさったときのみ国葬が行われるということ。

ところが、そこに吉田茂氏が亡くなったときに、吉田氏を師と仰ぐ佐藤栄作さんが、何としても自分の師である吉田茂を国葬にしたいということで飛び回って、何とか国葬にこぎ着けたわけですけども、そのときに内閣法制局長から出た意見が、これは三権の関与が絶対に必要であるということで、国会にも承認を得なきゃいけない、野党の承認も得なきゃいけないということで、佐藤栄作さんは走り回ってそれを取り付けたわけですね。それで何とか吉田さん

の国葬にこぎ着けたと。

それ以来、吉田さんの国葬についてはいろいろな議論があつてですね、收拾がつかなくなつていたわけで、それからはもうほとんど国葬というものが行われることはなかったわけですが、1999年ですね、ちょうど省庁の再編が行われる中で様々な省庁の設置法が1999年に決められて、その時点で、先ほども出てきました内閣府の設置法の中の第4条に国の行事を行うと、それが出てきたわけですね。

そうすると、ここに書かれている例えば国会における審議を経ないでという言葉は、実は設置法第4条で、もはや、やるやらないの権利は行政府に移っているわけですよ。もしその辺がまだよろしくないという場合には、政権を取って設置法を変えるなり、変えずに自分で自分たちのトップを国葬するなり、そうするしか手はないと私は思います。

それから、まだこの意見書に書かれている、政治的な業績に対する評価が定まっておらずというのがありますが、こんなのは本当の言いがかりで、死んだ途端に評価が定まるなんてことはあり得ません。荻原重秀と新井白石の有名な大げんかがありますけれども、いまだに新井白石の政治的評価が、それから荻原重秀、こんなのは元禄時代の話ですけどもね、政治的な評価など全く定まっておられません。政治的な評価なんていうものは100年、200年、300年たつたつて定まるかどうかはわかつた代物じゃあない。それを今、そこら辺の週刊誌でちょうちょうされているような話を持ち出してですね、まだ評価が定まっていない、こんなことやった、あんなことやったというようなことを言うのは、まさに言いがかりとしか考えられません。

それで、先ほど言いましたように、国葬というのは、要するに国費を出せば全て国葬であります。したがって、今回のものについてわざわざ国葬という言葉を使ったのは、これは両者ともに責任があると思いますよね。岸田さんのほうとすれば、国葬と言い出せばちょっと厳しい保守層の支持が得られる。それでテレビを見ていたら、みんなも献花している。こりゃ使えそうだと、こういう話になるわけですけども、そこで国葬なんていうのを持ち出した。それに対して、国葬反対、安倍さんのやったことはこういうことだ、ああいうことだ、いろいろなマスコミに垂れ流されていることを持ち出して、それに反対すると。

もう一度確認しておきますけれども、国葬というのは、私の意見では、天皇陛下のみ国がやる。そのときに割れるような国であつてはどうにもならない。それが統合の象徴という憲法に書かれている、まさに正しい意味ですよ。ほかの故人がそのように統一の象徴になるなんていうことはありません。絶対に反対があり、賛成があるわけです。そういう人を国葬にすることはできない。

ただし、ここで使われている国葬という言葉は今言いましたように、私からすると全く国葬でも何でもなし。いや、国葬ではあるんですよ、国がお金を出す。ただ、根拠はお金を出す

いうだけの話ですから、これは岸田さんのほうで、もう正式な葬式は終わっているわけですからね、二度も三度も葬式をやるわけにはいかない。これは安倍さんを送る会とか、有志、国民の間でやる。ただし、お金を出せるか出せないかは、内閣の設置法、1999年に決まった設置法で出せるということになっているわけですから、国の行事をできるという。したがって、それでやる。だから、言葉に迷わされて、何か人気がありそうだから国葬反対というような軽々しいもので、皆さん、この議会在動かされないように。

要するに私が言っているのは、国葬という言葉をもっと厳密に考えて、ここでいう安倍氏の国葬というような言葉は、実は安倍氏を送る会、それに反対するかどうか。死者を弔うのに、俺はこんなやつは弔えるかなんて言ってはいけません。

これが私のこの国葬の中止を求める意見書に対する反論であります。人の死を冒瀆するようなことのないように。死というのは本当に重いものであると思います。そこを皆さんよく考えて、この件について賛意を表すなり、反対意見を表明するなりしていただきたいと思います。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**14番（中嶋君）** ただいまいい話を聞きました。歴史の勉強でね。すばらしいですね、やっぱり。よく知らなかった。栗田先生に歴史の話をさせたらもうすばらしいし、感動するばかり。数字もよく出てくるしね。あれはうそじゃねえと思いますけれども、あの数字はみんな合っていると私は思っています。

今言われたように、両方から賛成、反対が出ているわけですが、私は、玉川さんは間違えちゃったような感じで、こういうのをやるときには、賛成、反対の賛成とかね。これまたボタン押すときにちょっと考えなきゃ。昔はボタンがなくて手を挙げたから、あの大将が挙げれば俺も挙げるかなんて、慌てて後出しじゃんけんをやったような時代もあったんですが、ここのところは上手に気をつけなきゃいけないかなど。今度はボタンの時代になっちゃったからと思っております。

今言われたように、十人十色、百人百色のこれは意見があると。当たり前です、こんなことは。人間だもの。一番大事なものは自分だもの。それに同調してくれるような人を仲間にしたから。そこでまたややこしい話になっちゃってね。好きにやらせとけばいいものを。そんなあんばいです。

ここで栗田先生には笑われるけれども、あえて週刊誌、皆さんご存じのビートたけし、彼が、なるほど、芸能界でもトップになるなど、芸能界の総理大臣になるなど。ちょっと言葉を換えれば芸能人の天皇になるなど。このビートたけしが私が言いたいことを集約して言っております。栗田先生、怒らないでちょっと聞いてよね、これを。そういう人も世の中にいるんだから。週刊誌もいいところ悪いところがあるんですね。私はこれを高く評価しているので、ちょっと眼鏡をかけながら。これはビートたけしだから言葉は悪いですよ、登と同じように。

岸田文雄さんは、旧統一教会、現世界平和統一家庭連合、うまいねこらは、日本人をだまくらかすのに。との関係を払拭するみたいに言っていたけどさ。結局、蓋を開けてみたら改造内閣の閣僚からも旧統一教会とつながりのあるメンバーがじゃんじゃん出てきたねと。これじゃあ決別をアピールするどころか、自民党との関係の深さを改めて見せつけてしまっただけだよなと。派閥の倫理なのか人材不足なのか知らないけど、結局のところ、統一教会と関係のないメンバーだけで内閣をつくることができなかつたのは間違いないわけさ。それだけで自民党が宗教団体の組織票を貴重な票田としていたってということだよなと。ほとんどの政治家にとって思想信条やら、政治信念みたいなものより、まあ我々もそうですよ、少しは。議員バッチをつけることのほうが重要で、多少のヤバさや怪しさを感じたとしたって、当選して何ぼということですよ。そういう団体に擦り寄ってしまうということさ。政治家というのは、しょせん、これを私も言いたいんですよ、自分を支援してくれる人かどうかという物差しでしか相手を見ていないんだよ。それが透けて見えちゃったなと、今回は。

そこそこあった岸田内閣の支持率もがくと下がってきちゃった。昨日だか、おとといの信毎を見れば、うんと落ったね。またここへ来て。本当は岸田さんはいい人なんですよ、あの人は。私も聞いていますけれども、岸田さんをよく知っている人に。うんと優しい、うんといい人だって、あの人は。そんなことも聞いている岸田さんだから、支持率もうんと上がったんですよ、あのときはね。今皆さんどうですか、どんどんどんどん下がりちゃって。私は自民党じゃないけれども、岸田さんがある意味好きで、評価していました、あの人を。いろんなのが出てきたけれども、総理大臣で。岸田さんはいい人だなと。しかも広島出身ですよ。広島には原子爆弾が落とされているんだ。どうなるかね、これからアメリカへ行ってどうたらとあるようですが、こころも岸田さんに頑張っていたきたいと思います。

ちょっと話が横にそれましたが、続けます。皮肉な見方だけでも、政治家が宗教団体に依存する状況をつくっているのは、国民だと言えるよなと。なるほど。政治家が政治団体に頼れば選挙に勝てると思うのは、国民が選挙に行かないからさ。これもいけないんだよ、国民も行かないんだから。有権者が政治に無関心で浮動票が少なければ少ないほど、ここが大事だ。組織票の威力が強まるわけだ。当たり前のことだけどね。政治を悲観するのもいいけど、みんなその辺をよくよく考えてもいいんじゃないかねえかと。こういうことですね、これは。国民に向かって。おまえたちが悪いんだぞと。

恐らく岸田さんとしては、人気取りのつもりでやったんだろうけれども、今回の件はな。9月に日本武道館で安倍さんの国葬をやることに決めたのも、逆に批判的になっちゃった。これもかわいそうだ。政治と宗教の問題も、安倍さんの生前に問題になっておった森友学園や加計学園の問題、桜を見る会の疑惑も片づかないのに、税金からウン十億も拠出してやるって言うんじゃ、それは納得いかない人たちも多いのは当然だよと。ビートたけし。

もちろん、安倍さんが凶弾に倒れたことは、これは悲劇です。とんでもないことですよ、こんなことも。これは絶対に許しちゃいけないと。私も向こうのところでしゃべったときにはそういうことを言いましたよね。弔意を表さなきゃいけない。人の命だ。戦争でああだこうだじゃない。そんな低次元じゃない。人間の命なんてものは。誰だって大事だ。ましてや日本人じゃないか。ロシアやウクライナじゃないんだ。当たり前だ。命だ。安倍さんの命の分を考えたら俺も切ない。ただ、ビートたけしさんが言うております。だからといって、そういう情緒的なところで安倍さんの数々の疑惑や問題点をうやむやにして、コロナ禍で税金を投入してまでやるべきかというのは疑問だよなと、たけしが言っています。

先ほども述べましたが、戦後の国葬といえば、吉田茂元首相が亡くなったときと昭和天皇が亡くなったときの大喪の礼だけなんだろうなと。たけし、私もそうですが、餓鬼だったから、おいらは吉田茂のときのことはあんまり覚えていないよと。これも、たけしと私は同世代ですから、同じことを言っているなと思いました。やっぱり、印象の深いのは昭和天皇が亡くなったときだよと。このときは休日扱いになって、店なんかも臨時休業になって、日本中が喪に服していました。私も議員の立場でありましたから、あのときもいろいろ問題になった。坂城のお祭りどうするだよとか、坂どうするだよとか。みんな、おい天皇陛下が死んだだわ、やめろと。みんな喪に服しましたね、あのときは。やっぱり天皇陛下、私は大好きであります。

だから、今、栗田先生がおっしゃったようなことはなるほどなと、それだけなら国葬と言ったって、反対するなんていうのは、日本人としては私は誰もいないと思っています。

また続けますが、そのときは日本中が喪に服していたんだよと、天皇陛下が亡くなったときは。だけど、安倍さんの場合はそういう雰囲気にはならないだろうなと。仮にも税金で国を挙げた葬式が行われているのに、一方では居酒屋でどんちゃん騒ぎをしているのもいるはずなんだよ。これなのに国葬と言われても、どうも腑に落ちないよなと。どうも政権のパフォーマンスとしか思えないよなと、たけしは言うております。

それよりも、今日もそうでしたけれども、異常気象で毎年のように全国各地で大雨や洪水の被害が出ているんだから、本来そっちのほうに金を使うべきなんじゃないかなと。これから世界の温暖化がますます進むだろうし、もうちょっとやばい災害が起きてもおかしくないよと。その辺、岸田政権はきちっと考えるべきで、なんていうことが、これは名前を言っておかなきゃ怒られるか。「週刊ポスト」なんていうところに書いてありました。うまいこと言うなと思って、俺の言うことみんなこれ言われちゃった、たけしに。

この間またちょっと新聞を見ていたら、安倍さんは浄土宗だそうですね。浄土宗の檀徒だそうですね。私も浄土宗なんです。いつか、私もさようならと言ってね、この世を去るといふ、じきに来ると思います。そんな30年や40年生きっこないんだから、人間なんていうものは、どんなに頑張ったってあと10年、いいところ10年。もうちょっと頑張れば20年いけるか



など。でも、30年後にはここには私はいないわ。じゃあどこへ行っているだいといったら、安倍さんと同じところにいますよ。どっちへ落ちているかわかりませんが。

安倍さんも、賛成、反対どちらの討論も聞いていればあれですが、安倍さんの国葬をやれって言った人たちなんかは、余計に地獄へ落ちているなんて言いつこないや。極楽だ。当然だ。私も一応極楽へ落ちる予定ですから。そのときにはまた安倍さんと、俺は坂城町の議員なんて、議会の端っこのほうにいたような人間だけれども、あんたは国にとって総理大臣なんかやったけれども、死んだ後もにぎやかだったぞと。俺は、本当は浄土宗の信徒だったら家族葬なんかをやって、小ちんまりと本当に身内だけで父ちゃん頑張った、国を引っ張っていった、だけど死んじゃった。もうらしいになんて言って、みんなでそこで手を合わせて南無阿弥陀仏を言っていたきたいと、こう思いました。

何だか、登論がここでいっぱいあれしましたが、今の玉ちゃん、賛成の反対か、反対の賛成か。そんなところで私の演説は終わりにしますが、よくよく皆さん吟味してくださいよ、これは。もし何かあれでしたら、言論の府ですよ、ここは。ましてや私、町会議員としては、少なくとも自分の後ろに、私は600人ばかりいますけれども、この人たちの代弁をここでしなければいけない、正々堂々と。本来一人一人にここで賛成だ、反対なんてことを言ってもらいたい。でも、言わないような人たちは、やっぱり国葬はやめろというふうに思っているなどいうことを私は思いました。こう思ひまして、私の話は以上といたします。ご静聴ありがとうございます。

**議長（小宮山君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

可否同数。賛成、反対同数であります。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

本案について、議長は可決と裁決いたします。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎追加日程第6「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（小宮山君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（小宮山君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和4年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

8月31日に開会されました本定例会は、本日までの21日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、工事請負契約の締結、令和3年度一般会計及び特別会計決算の認定、条例の一部改正、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算、また、追加でお願いいたしましたびんぐし湯さん館の改修工事に係る変更請負契約の締結、一般会計補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨夜未明から今朝方にかけて台風14号が長野県に最も接近いたしました。当町におきましては、昨日の午前に全課が集まり、本台風に係る対応連絡会議を開催し、情報共有を図るとともに、各課の対応等について協議をいたしました。今回の台風は、降雨よりも強風による被害が想定されたことから、住民の皆さんはじめ、農家の皆さんに対して自宅周辺の点検のほか、果樹の落果や施設の補強などについて、防災行政無線による注意喚起を行ったところであります。

また、昨夜は一部職員が夜通しで役場に待機するとともに、その他職員についてもすぐに登庁できる体制を取る中で、万一の対応に備えたところであります。

また、教育委員会におきましても、子どもたちの安全を第一に考え、小中学校の登校時間を3時間遅らせる対応を取ったところであります。

町内におきましては、これまで農業関係の被害が報告されておりますが、人的な被害をはじめ農業以外の被害につきましては確認されていない状況であります。万一被害が確認された場合には、迅速に対応してまいりたいと考えております。

さて、今月11日、坂城地区の集合住宅でミャンマー国籍の女性が刃物で刺され、運ばれた

病院で翌日死亡するという悲しい事件が発生しました。亡くなった女性は町内の企業に勤務されていたということであり、当町においてお住まいの方の貴い命が奪われたことについて、心からお悔やみを申し上げるところであります。

また、今月27日には安倍元首相の国葬が執り行われます。市町村の対応について、現段階で国や県から具体的な要請や指示は来ていないところではありますが、学校等に対しては、永岡文部科学大臣が、「教育委員会など関係機関に対する弔意表明の協力の要請を行うことはない」とコメントしており、町といたしましても、今後、国や県から特に指示がなければ、特別な対応は行わない方向で進めてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株BA.5系統への置き換えによる新規陽性者数の急激な増加が続いておりましたが、9月に入り、直近1週間の新規陽性者数が前の週から減少していること、また、確保病床使用率が50%を下回り、県内の医療提供体制が危機的な状況乗り越えたことなどから、県が発出していた「医療非常事態宣言」が、9月13日をもって解除となりました。

一方で、減少傾向にあるものの、第6波までの状況と比べて新規陽性者数は依然として多く、医療提供体制への負荷は継続していることから、「医療特別警報」が発出されている状況であります。

町民の皆様には、引き続き、医療への負荷を減らし、暮らしと経済を維持していくために、感染リスクが高い場面や場所をできるだけ避けることや、積極的なワクチン接種の検討などへのご協力をお願いいたします。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、現在、3回目の接種を完了した60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患を有する方などを対象として、4回目の接種を実施しておりますが、現在流行しているオミクロン株に対応したワクチンが9月12日に特例承認されたことを受け、国からオミクロン株対応ワクチンの接種の実施について詳細が示されたところであります。

現時点において、接種対象となるのは、初回接種を完了した12歳以上の全ての方で、接種間隔につきましては、前回の接種から5か月以上経過した方とされました。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、ワクチンが配送された場合には、従来型のワクチンと切り替えて接種を実施することとされていることから、当町におきましては、9月30日に文化センター大会議室で予定されている集団接種から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始したいと考えております。

また、接種につきましては、順次対象となる方にお知らせをしておりますが、オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株に対し従来型ワクチンを上回る重症化予防効果があることに加え、感染予防効果・発症予防効果なども期待されるとされておりますので、町民の皆様には

積極的な接種をお願いしたいと思っております。

また、職域接種につきましては、町内事業所に勤務している方を対象に、医療法人光仁会川西医院さんのご協力を得て、これまで3回のワクチン接種を実施してまいりました。現在、厚生労働省においてオミクロン株対応ワクチンを用いた職域接種の実施について検討しているとのことであります。

町といたしましては、引き続きテクノハート坂城協同組合と協力し、町内企業従業員の皆さんのワクチン接種を促進するため、企業の要望もお聞きし、接種の準備を進めてまいりたいと考えております。

町では、新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機に伴う物価高騰などの影響を受けた町民生活や地域経済を支えるべく、様々な支援策を実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが減少した町内中小企業者を支援する中小企業者等事業継続支援金事業につきましては、8月末日を期限とし申請を受け付けてまいりました。この間、159件の申請をいただき、支援金4,904万6千円について交付決定を行ったところであります。多くの事業所から申請をいただき、コロナ禍における町内事業所の事業継続と雇用の維持につながったものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰の影響を受けている町民生活を支援し、地域経済の活性化を図ることで、町内事業所の経営安定につながる「さかきのお店応援券事業」と、毎年好評をいただいておりますスタンプラリー消費回復応援事業を10月から実施してまいります。現在、応援券の発送やスタンプラリーの事業所登録などの準備を進めておりますので、大勢の皆さんにご利用、ご参加いただければと思っております。

また、新たな支援策として、運送事業者事業継続支援金事業と農業資材価格等高騰対策事業を実施してまいります。運送事業者につきましては、燃料価格高騰が事業に直接影響し経営に大きな影響が出ております。また、農業者につきましては、燃料の高騰もさることながら、肥料や飼料といった資材の高騰が著しく、営農への影響が懸念されています。両事業を通して、大きな影響を受けている皆様に支援できればと考えております。

さて、開館20周年を迎えましたびんぐし湯さん館の改修工事につきましては、これまで外回りを中心におおむね計画どおりに進んでおり、10月からは、いよいよ館内及び源泉井戸の工事に移るため、湯さん館は10月1日土曜日から休館とさせていただきます。

休館後は、複数の工事が同時進行で進むことから、進捗管理に一層注意し、11月19日に予定しておりますリニューアルオープンに向け工事を行ってまいります。

ご利用いただいている皆様や近隣の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

また、町体育館耐震補強及び大規模改修工事の進捗状況につきましては、現在、煙突及びボ

イラー類の撤去が完了し、トイレの改修に着手したところであります。10月からは屋根の耐震性を高めるため、天井に鉄骨のはり6本を入れる作業に移行し、並行してコンクリートの長寿命化を図るための中性化対策、床下配管やLED照明への更新工事を進め、年明けには床の研磨及び再塗装、ボルダリング施設の設置等を行う予定となっており、来年2月末の竣工を目指し、安全に配慮しながら工事を進めてまいります。

町体育館につきましては、新型コロナのワクチン接種から長期間ご利用いただけない状況が続いておりますが、改めて町民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

さて、今年度の保育園の運動会につきましては、17日土曜日には坂城保育園と南条保育園で、18日日曜日には村上保育園で開催をいたしました。開催にあたりましては、県内の感染警戒レベルが高いこともあり、保護者の皆様のみでの参観とし、人数を制限した上で年齢ごとの入替え制にするなど、感染防止対策を徹底し、保護者の皆様方に子どもたちの頑張る姿をご覧いただくことができました。

さて、上水道事業につきましては、現在、町内のほとんどが長野県企業局の給水区域となっておりますが、将来の人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化による更新費用の増加など、水道事業の経営環境の悪化が懸念されております。

将来にわたって、住民の皆様に必要な水道料金で安心・安全な水道水を安定的にお届けするための基盤強化などについて、県企業局、上田市、千曲市、長野市とともに検討を重ねており、将来の水道事業や課題について、10月6日、午後7時から役場講堂において住民説明会を開催する予定であります。多くの町民の皆様にご参加いただき、将来を見据えた地域にふさわしい水道事業について、一緒に考えていただく機会になればと思っております。

また、10月22日、23日の両日には、文化センターと武道館を会場に第50回文化祭の開催を予定しております。芸能公演については、密を避けるため、出演団体と関係者のみの入場とし、展示については規模を縮小し、出展数を制限するなど感染拡大防止対策を徹底する中で開催してまいります。

併せて、22日の午後は、文化祭記念コンサートとして「♪ピアノ×写真×アロマ♪五感で楽しむ癒しのコンサート」を開催いたします。信州の四季折々の美しい瞬間をスクリーンでご覧いただき、会場内に広がるアロマの香りに癒やされながら、風景からイメージする曲をピアノで演奏していただきます。こちらは事前に申込みが必要となりますので、あらかじめお申込みの上、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

また、10月30日には、毎回好評をいただいておりますさかきオンラインワインセミナーが開催されます。コロナ禍であっても気軽にご参加いただけるよう、今回も教材用ワインなどをご自宅にお届けし、オンラインで参加いただけるセミナーとなっておりますが、定員に達し次第締切りとなりますので、早めのお申込みをお願いいたします。

さて、9月も半ばを過ぎ、夕暮れもかなり早くなりました。明日21日から30日までの10日間、子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保や夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶等を運動の重点として「秋の全国交通安全運動」が行われます。コロナ禍の中、交通行動の変化を注視しつつ、正しい交通マナーの習慣づけなど、より一層の啓発活動を行い、交通安全に努めてまいります。

朝夕はかなり涼しくなります。間もなく秋本番を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** これにて令和4年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 大日向 進也

坂城町議会議員 玉川 清史

坂城町議会議員 栗田 隆



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員